

新規学校卒業者の採用内定取消しへの対応

新規学校卒業者の採用内定取消し(ハローワークが指導中のものを含む)について、全国のハローワークが確認している事案は、**271事業所、1,215人(高校生206人、大学生等1,009人)**である。(平成20年1月23日現在)

当
面
の
取
組

特別相談窓口の設置

- 採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するための特別相談窓口を、全国の学生職業センター等に設置
〈支援の内容〉
 - ・ 採用内定取消しを行おうとする事業主に対して、その回避等について指導を実施
 - ・ 就職を希望する大学生等に対して、求人情報の提供、職業紹介等を実施

「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知

- ハローワークから事業主等にパンフレットを配布、厚生労働省等のホームページへの掲載
 - 事業主団体への要請
- (注)事業主が新卒者の採用に当たり考慮すべき事項を取りまとめたものであり、①事業主は採用内定取消しを防止するため最大限の努力を行うこと、②採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、合理的理由がない限り取消しは無効とされること等を盛り込んでいる。

大学等とハローワークの連携強化

- 大学等と連携した採用内定取消しに関する情報の的確な把握、特別相談窓口に関する情報の学生への提供

新たな雇用対策に関する提言(与党新雇用対策に関するPT) 20年12月5日

①内定取消しに関する相談、企業指導等の強化
特別相談窓口の設置、ハローワークによる取消事案の一元的把握や企業名の公表(平成21年1月19日に改正職業安定法施行規則を公布・施行)等

③新卒者の雇用の安定確保
新卒者採用後直ちに教育訓練・出向・休業をさせて雇用維持する場合も雇用調整助成金等の対象に特例的に追加

②内定取消し学生のマッチングの促進
年長フリーターのための特別奨励金の対象に特例的に追加等

④22年3月卒業者に対する就職支援の強化
就職面接会の拡充、新卒者の採用拡大等について事業主団体へ要請

新
た
な
雇
用
対
策

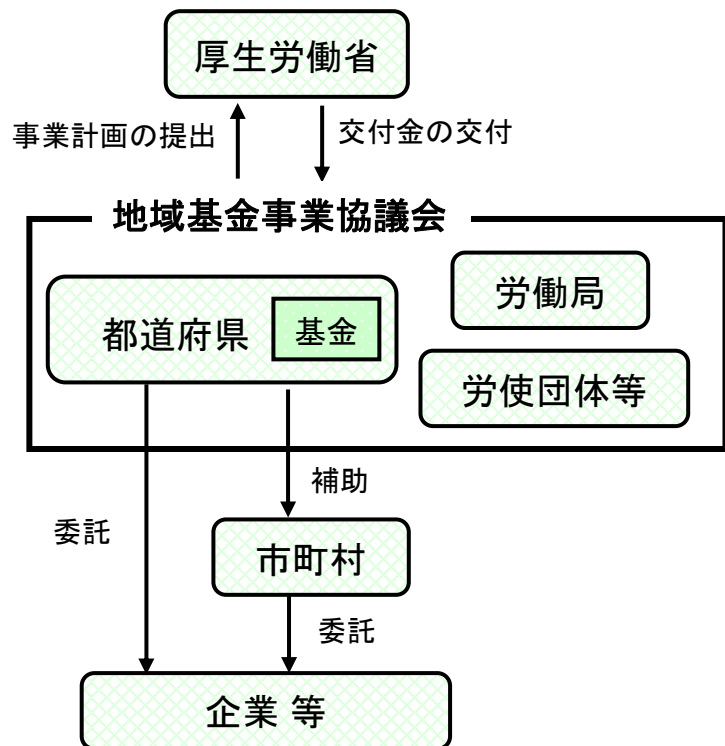
12月9日

※可能なものから順次実施(②③④は20年度二次補正、21年度予算等において速やかに実施)

ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

概念図



事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・旅行商品を開発する事業
- ・高齢者宅への配食サービス事業
- ・私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

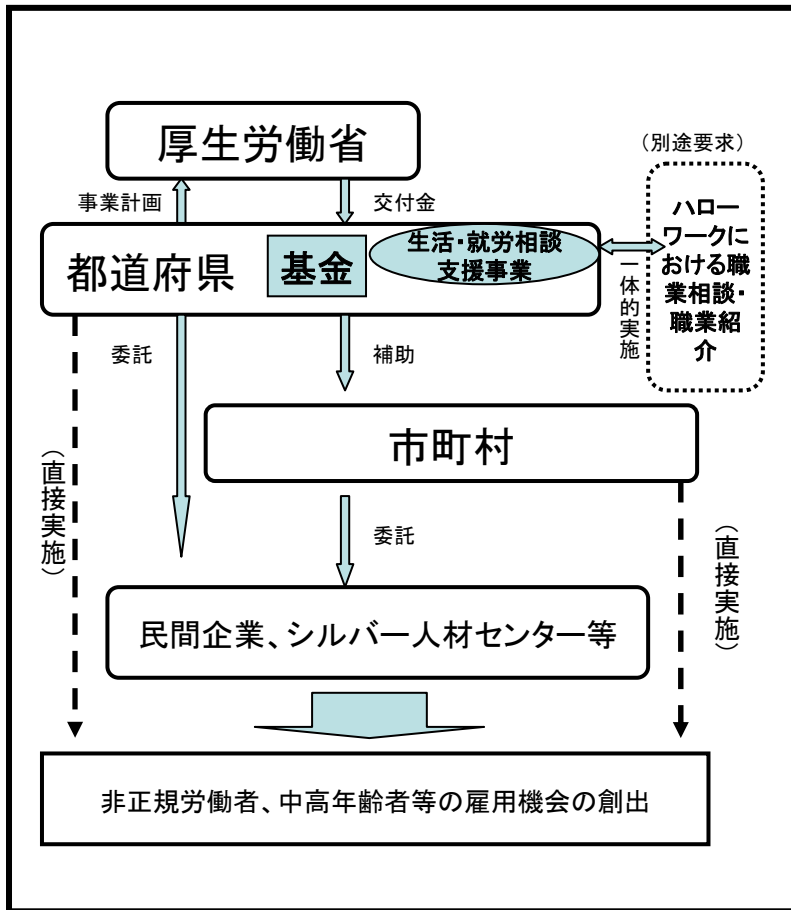
(事業の規模等)

- ・予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・実施地域 全国

緊急雇用創出事業

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施する。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・環境・地域振興 : 森林の境界保全などの森林整備を図る事業
- ・介護・福祉 : 高齢者等に対する介護補助を行う事業
- ・教育 : 補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業
- ・防災・防火 : 雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

(事業実施要件)

- ・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める対象者の人件費割合が7割以上であること。
- ・雇用就業期間は6ヶ月未満であること。

(連携事業)

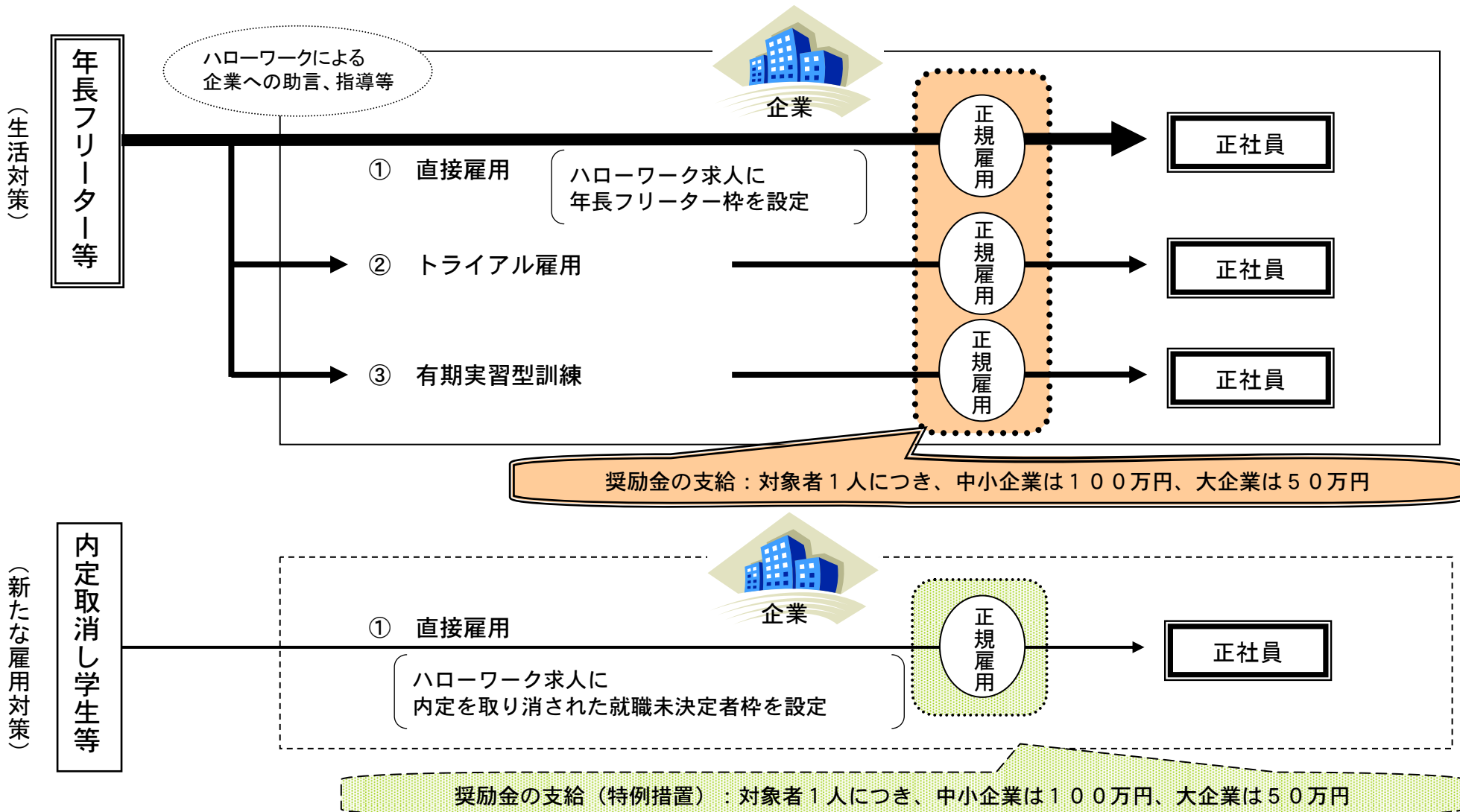
- ・ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施する。

(事業の規模等)

- ・予算額 1,500億円(一般会計)
- ・雇用創出効果 15万人
- ・実施地域 全国

年長フリーター支援のための特別奨励金の創設 (若年者等正規雇用化特別奨励金)

年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。また、内定を取り消された就職未決定者を奨励金の対象に追加する(特例措置)。



派遣労働者の派遣先への直接雇用を促進するための特別奨励金の創設

「生活防衛のための緊急対策」にて措置(2次補正)

派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に、派遣先事業主に対して、奨励金を支給

- ①期間の定めのない雇用の場合: 中小企業 1人100万円
大企業 1人 50万円
- ②有期雇用の場合: 中小企業 1人50万円
大企業 1人25万円

労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資することとする。(平成23年度までの時限措置)

平成18年頃、派遣に切替えた製造業務等の派遣可能期間(原則1年、最大3年まで)が終了し、いわゆる「2009問題」として指摘される。

派遣先において、雇用の需要があるにもかかわらず、直接雇用が困難なため、派遣可能期間を契機に派遣労働者の雇用が失われるおそれがあることから、派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合に特別奨励金を支給。

労働者派遣

派遣先での直接雇用

派遣可能期間の終了

1年目

2年目

3年目

奨励金の支給

※雇用の安定に資するよう、3年間にわたり3回に分けて支給

離職者訓練の拡充

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充（民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に3.5万人分を増**）

（平成21年度離職者訓練定員全体：約19万人（※ 対20年度当初比 約4万人増））

1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 **9,760人**（6か月及び2年訓練）（※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり）

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース**6,000人**

2年訓練 介護福祉士養成コース**3,760人**

・IT関連 **5,240人**（6か月訓練）（※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり）

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 **2,500人**（6か月訓練）

2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。
（例：ホームヘルパー2級養成コース）

「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大

<改正前の制度>

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対する生活費を加味した貸付けを行うもの（技能者育成資金制度）。

- 貸付要件
所得が150万円以下の者
- 貸付額 **46,200円**

- 返還
訓練修了後6か月を経過した後、16年以内の年賦、半年賦等の方法により返還。

《給付ができる制度の創設、貸付額の引上げ等》

※H20.11.4制度改正

一次補正

- 貸付要件
 - ・所得が200万円以下の者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

- 貸付額
46,200円、**100,000円**

- 返還免除要件【創設】
 - ・年長フリーター(25～34歳)
 - ・30代後半の不安定就労者
 - ・母子家庭の母親

のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が150万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

二次補正

※H21.1.15制度改正 (H21.1.1から遡及適用)

《貸付額の引上げ、返還免除要件の拡充等》

生活対策

- 貸付要件
 - ・所得が200万円以下の者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

- 貸付額
46,200円、100,000円
→扶養家族を有する者に対する貸付額: 120,000円

- 返還免除要件
 - ・年長フリーター(25～34歳)
 - ・30代後半の不安定就労者
 - ・母子家庭の母親
 - ・40歳以上の者

のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

《貸付要件の拡充、返還免除要件の拡充等》

新たな雇用対策

- 貸付要件
所得が200万円以下のいずれかの者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

- ・離職した派遣労働者等
- ・橋渡し訓練受講者

- 貸付額
46,200円、100,000円
→扶養家族を有する者に対する貸付額: 120,000円

- 返還免除要件
 - ・25歳未満の者を追加し、年齢等の要件を撤廃

貸付者のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点に、所要の法改正を行う

(◎は3年間の暫定措置)

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- **受給資格要件を緩和**：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
- ◎ **給付日数を解雇等による離職者並に充実**
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を**60日分延長**(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「**再就職手当**」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「**常用就職支度手当**」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている**暫定措置(40%→50%)**を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、**全額を休業期間中に支給**

5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、**0.4%引下げ(1.2%→0.8%)**

施行期日：平成21年4月1日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

* 船員保険法についても、雇用保険法に準じた改正を行う